

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年9月27日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の公文書について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（1）富山県小矢部市〇〇字〇〇〇 〇〇番地付近の「みどりの森再生事業」に関する下記の書類

ア 工事仕様書（土地の所有を示す森林図等も含むすべて）

イ 入札関係書類すべて（入札書、見積書、工事契約書等）

ウ 工事監督職員及び工事検査職員任命通知書

エ 指名競争入札の場合は、業者選定理由書

2 開示決定等

（1）平成19年10月11日、実施機関は、本件開示請求に対し、次の文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定したうえ、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

ア 支出負担行為決議書

イ みどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書、指名入札（随意契約）調書、見積書及び見積書の提出について（通知）

ウ 専門調査員選任通知書

（2）平成19年12月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）平成19年12月7日、実施機関は、本件異議申立てについて、異議申立書に異議申立人の年齢並びに処分庁の教示の有無及びその内容が記載されていないため、異議申立人に対し補正を求め、同月13日、異議申立人から当該補正に係る書面が提出された。

（4）平成19年12月25日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、非開示とされた積算額及び事業実施単価並びに契約相手方の印影の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。（なお、異議申立人は、これ以外に直接本件処分とは関係がない主張もしているが、ここでは取り上げない。）

「みどりの森再生事業」の業務委託契約は既に締結されており、契約金額も確定されているにもかかわらず、積算額等が開示できない理由はない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、富山県小矢部市〇〇字〇〇〇 〇〇番地付近で、平成19年度に実施した「みどりの森再生事業」に関する支出負担行為決議書、みどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書、指名入札（随意契約）調書、見積書、見積書の提出について（通知）及び専門調査員選任通知書である。
- (2) 本件対象公文書における非開示部分は、①支出負担行為決議書のうち積算額及び事業実施単価、②みどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書及び見積書のうち契約相手方である法人の印影である。
- (3) 条例第7条第6号は、県が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、契約に係る事務に関し、県の財産上の利益を不等に害するおそれがあるものについては、非開示情報とする旨規定している。

県の財産上の利益を不等に害するおそれがあるものとしては、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものが含まれると解されている。

本件対象公文書である支出負担行為決議書には、積算額及び事業実施単価が記載されており、これらの情報は、公にすることにより予定価格が推測されることから、公正に形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益を損なうもので、後に類似の契約を行う場合に、県が不利となるおそれがあるため非開示とした。

- (4) 条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き、非開示情報とする旨を規定している。

本件対象公文書であるみどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書及び見積書には、契約相手方である法人の印影が記されており、当該法人の印影を公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該印影を非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書の非開示部分について

異議申立人は、「みどりの森再生事業」に関する、工事仕様書、入札関係書類すべて、工事監督職員及び工事検査職員任命通知書並びに業者選定理由書について本件開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、支出負担行為決議書のうち積算額及び事業実施単価を、みどりの森再生事業業務委託契約書、課税事業者届出書及び見積書のうち契約相手方の印影を非開示として部分開示決定を行った。

異議申立人は、異議申立書において、既に契約は行われており、契約金額が確定されていることから、本件処分に係る非開示部分すべてについて開示することを求めている。

よって、異議申立人が開示すべきと主張している積算額及び事業実施単価並びに契約相手方の印影について、その非開示理由該当性の有無について検討する。

2 積算額及び事業実施単価の条例第7条第6号該当性について

(1) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条第6号は「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを規定し、同号イにおいて「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを掲げている。

また、「県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報とは、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがあるものなどをいうと解されている。

(2) 「みどりの森再生事業」について

審査会において、実施機関から、「みどりの森再生事業」に関する公表資料（ホームページにも掲載されている）、事業実施状況一覧（平成19年度から平成21年度まで）、パンフレット等の提出を受け、「みどりの森再生事業」の事業内容について確認した。

「みどりの森再生事業」は、平成19年度から平成23年度まで継続して実施される事業であり、平成19年度から平成21年度までの施行箇所は、平成19年度においては19箇所、平成20年度においては16箇所、平成21年度においては16箇所（予定）となっている。

また、実施機関の意見聴取等における説明では、「みどりの森再生事業」で採用している実施単価は、その実施する内容（風雪被害林と過密人工林のいずれの整理か）及び対象とするスギなど樹木の齢級（樹木の大きさにほぼ比例する林齢をいう。）ごとに、県で調査した独自の歩掛りによる県内統一の標準単価としているとのことであった。

その単価設定に当たっては、「みどりの森再生事業」の実施箇所の多くが山間地にあ

ることから、地形の傾斜角度、障害物の有無、実施面積、被害林の配置状況（風雪被害林の整理の場合）等において、事業の施工条件が一定ではなく、個別の箇所ごとに多大な経費をかけて施工条件を調査したとしてもその調査結果を個別に実施単価に反映させる手法が確立されていない現状から、従来まで県が実施してきた類似の森林整備作業における経費を参考としたものとのことであった。

（3）本件非開示部分について

「みどりの森再生事業」については、類似の内容の委託業務契約が平成 19 年度から毎年度繰り返し県内で行われている。本件開示請求があった平成 19 年 9 月以降も実際に同種の契約が継続して行われている。

一般的な建設工事等とは異なり、このような一定期間において継続反復して類似の事業が行われ、その事業に適用される実施単価等が一定程度の変動があるにしても県内統一の標準単価をもとにして定められている状況においては、本件非開示部分を開示すると、この情報をもとに、「みどりの森再生事業」について、事業実施面積等が仕様等で示されれば、翌年度の実施事業や少なくとも当該年度の他の箇所で行われる同種の事業における契約に係る予定価格を推定することが可能となり、契約相手方がその推定された予定価格を前提とした見積りを行うことにより、公正に形成されるべき適正な額での契約が困難になり、県の財産上の利益が損なわれるおそれがあると認められる。

3 契約相手方（法人）の印影の条例第 7 条第 3 号該当性について

条例第 7 条第 3 号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）については、非開示とすることを規定している。

審査会で確認したところ、本件の契約相手方である法人の印影については、当該法人の活動形態を考慮すると必ずしも一般的に不特定多数の者が知っている情報であるとはいえず、当該印影が不特定多数の者に開示されることになると、偽造等の悪用により法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。

4 結論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年12月25日	諮問書を受理
平成21年10月28日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年11月 6日	非開示理由説明書を受理
平成21年11月 9日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年11月12日 (第73回審査会)	審議
平成21年12月25日 (第74回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成22年 1月26日 (第75回審査会)	審議
平成22年 2月22日 (第76回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	